

議案第二十号

山口県議会議規則の一部を改正する規則

令和四年十月七日提出

山口県議会議規則の一部を改正する規則

山口県議会議規則（昭和三十一年制定）の一部を次のように改正する。

第二条中「出産」の下に「、育児」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	山口県議会議員
宮	藤	橋	戸	坂	友	畑	山	守	友	塩	曾	島
本	本	本	倉	本	広	原	手	田	田	満	田	田
輝	一	尚	多	心		勇	康	宗		久		教
男	規	理	香	次	巖	太	弘	治	有	雄	聡	明